

令和4年度 西区特色ある区づくり事業

西区 公募型オンラインモデル事業

「心の握手でつながるプロジェクト」

募 集 要 項

令和4年3月

新潟市西区健康福祉課

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症による影響で、地域活動や外出の自粛などにより日ごろの地域のつながりが薄れることが懸念される中、新たな手法を用いた、人と人とのつながりづくりが必要と考えます。

そこで、西区では公募型のモデル事業として、団体・グループ・学校・事業所等が西区の地域住民を対象とする、オンラインサービスを使ったつながりづくりを行う事業を募集します。

2 募集する事業内容

(1) 下記の事項の人と人とのつながりづくりを行う事業であること。

- ①学生等若者と区民の世代間交流を図る事業
- ②健康づくりや認知症予防等の講座
- ③見守り活動
- ④その他、区民の地域福祉の向上に資すると認められる事業

(2) インターネット回線のオンラインサービスを活用した事業であること。

(3) 市内の団体・グループ・学校・事業所等が西区の地域住民を対象として行う事業であること。

(4) 本モデル事業として実施することで一層の効果が見込まれる事業であること。

(5) 対象地域を拡大した展開が期待できる事業であること。

3 応募対象条件

上記2の事業内容に合致し、以下の全ての要件を満たすもの

- (1) 応募者自らが実施し、令和4年12月末までに完了するソフト事業であること
- (2) 政治、宗教などに関する活動や、公助良俗に反するものでないこと
- (3) 事業費の積算が適正であり、受託にあたり経費内訳が明らかであるもの
- (4) 他の補助金等を受けないもの

4 応募資格

応募できるものは、市内に主たる活動拠点を有する団体・グループ・学校・事業所等（法人格は問わない。以下、団体等）で、以下の全ての要件を満たすもの。

- (1) 課税団体にあっては、応募時点で直近1年間の市税の未納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当する団体でないこと。
- (3) 市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5 事業費

- (1) 1件あたり上限10万円(税込) ※委託料として支払い
超過分及び収入印紙代は、応募団体等の負担となります。
- (2) 対象経費：事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とします。
食糧費は委託料の金額の20%を上限とします。
ただし、次の経費を除きます。
 - ①実施団体等の事務所等を維持管理するための経費
 - ②実施団体等の構成員に対する謝礼金やそれに準ずるもの
 - ③単価3万円(税込)を超える物品の購入費
 - ④その他、事業に直接関係ないと認められる経費※委託契約日以降に支出する経費が対象経費となります。
※支払額は審査をした上で決定しますので、希望する満額を支出できない場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 委託料の具体的な支払日は、採択された団体等と協議の上、決定します。
- (4) 採択事業に対して、西区役所は広報や市公共施設の予約、支え合いのしくみづくり推進員の紹介など、相談の上、必要な支援を行います。
※支え合いのしくみづくり推進員…支え合いのしくみづくりを行う市の委託を受けた推進員。住民主体の支え合い活動の取組みへの助言や必要に応じた支援を行う。

6 応募方法

- (1) 応募期間：令和4年5月16日(月)～令和4年6月15日(水)
 - (2) 提出先：西区健康福祉課地域福祉担当あて(西区役所1階 15番窓口)
〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
 - (3) 提出方法：持参、郵送、メールのいずれか(締切日までに必着のこと)
 - (4) 応募書類：①事業提案書・収支予算書
②応募団体等構成員名簿
③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(団体等の種別により「03-1」、「03-2」のいずれかを使用)
④市税の未納がないことを証明する書類(課税団体のみ)
⑤団体の実績を示す書類など(任意)
- ※いただいた申請書類は返却しません。また、個人情報、事務連絡や書類審査等、本モデル事業実施の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。不採択となった事業の②応募団体等構成員名簿については、審査後、破棄します。
- ※①②③は所定書式とし、西区ホームページよりダウンロードできます。
- (5) その他：応募受付後に取り下げられる場合は、速やかに取り下げ届出書(任意様式)を提出してください。

7 審査

(1) 審査基準

	評価基準	評価の視点	評点
①	必要性・妥当性	本モデル事業の目的に合致し、事業実施の必要性・妥当性があると認められるか。	5点
②	実現性	事業内容が具体的に計画されており、かつ、実行できる体制が組まれているか。	5点
③	有効性	一定の効果が見込まれる内容となっているか。	5点
④	地域性	西区の地域を対象とする事業内容となっているか。	5点
⑤	展開性	対象地域を拡大した展開が期待される内容となっているか。	5点

(2) 審査の進め方

- ① 審査会(西区長、西区健康福祉課長、西区社会福祉協議会事務局長等で構成)において、審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。やむを得ずプレゼンテーション審査を欠席する場合は、書類審査の評点をもって、評点とします。
- ② 審査会において審査を行った結果、評点の高い順に、予算の範囲内で採択する事業を決定します。ただし、評点が水準(10点)未満の事業は不採択となります。
- ③ 採択された団体等がやむを得ない事情などにより、事業の実施を中止した場合は、必要に応じて次点を採択するものとします。

(3) 審査結果

令和4年7月下旬を目途に応募者あてに文書で通知します。なお、採択された事業の団体等名称・事業名・事業概要を公表します。

(4) その他

- ① 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、応募に際して不正行為があった場合には、審査の対象から除外します。
- ② 事業の採択にあたり、必要に応じた聞き取りや追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 採択後、応募内容と実際の事業内容が著しく変更された場合や、事業実施を行うにふさわしくないと認められた場合には、採択を取り消すこととします。
- ④ 本要項及び契約書に記載のない事項については、応募者と市で協議の上、定めることとします。

8 全体スケジュール概要

令和4年5月16日(月)	応募受付開始
6月15日(水)	応募受付締切
6月下旬～7月中旬	書類審査・プレゼンテーション審査
7月下旬	採択通知
8月	委託契約締結
8月～12月末まで	事業実施・完了
令和5年1月31日(火)まで	事業実施報告書の提出
2月中旬頃	事業報告会の実施・評価

9 お問い合わせ

西区健康福祉課地域福祉担当 (西区役所1階 15番窓口)
〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
電 話 025-264-7315
FAX 025-269-1670
E-mail: kenko.w@city.niigata.lg.jp